

南アルプスと
歌舞伎の里

私たちの村 平成17年7月1日現在 ※ ()内は前月比

人口 1,355人(+1) / 男 656人(+1) / 女 699人(±0) / 世帯数 571戸(+1)

ホームページアドレス <http://www.vill.ooshika.nagano.jp>

// (観光) <http://www.ooshika.com>

電子メールアドレス info@vill.ooshika.nagano.jp



(信州・長野県災害用備蓄物品引き渡し)

2005
7

広報

おおしか

№.174

◇平成17年7月発行 / 大鹿村役場 ◇印刷 / 龍共印刷株式会社

平成17年

大鹿村議会第2回臨時会報告

平成十七年大鹿村議会第二回臨時会が五月十日に開催されました。

報告案件が十件、付議事件二件が上程され、報告十件は原案どおり承認されました。申し合わせにより追加議案で議長、副議長ほかの選挙行われ、議長に森上 武議員、副議長に中川 進議員、広域連合議会議員に森上 武議員がそれぞれ再選されました。議会構成は次表のとおりです。

報 告

- 報告第一号 平成十六年度大鹿村一般会計補正予算（第六号）の専決処分の承認を求めている
- 報告第二号 平成十六年度大鹿村国民健康保険特別会計補正予算（第五号）の専決処分の承認を求めている
- 報告第三号 平成十六年度大鹿村立診療所特別会計補正予算（第四号）の専決処分の承認を求めている
- 報告第四号 平成十六年度大鹿村営水道特別会計補正予算（第四号）の専決処分の承認を求めている
- 報告第五号 平成十六年度大鹿村授産所特別会計補正予算（第四号）の専決処分の承認を求めている
- 報告第六号 平成十六年度大鹿村老人保健医療特別会計補正予算（第二号）の専決処分の承認を求めている
- 報告第七号 平成十六年度大鹿村介護保険特別会計補正予算（第二号）の専決処分の承認を求めている
- 報告第八号 大鹿村税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めている
- 報告第九号 平成十七年度大鹿村一般会計補正予算（第一号）の専決処分の承認を求めている
- 報告第十号 下伊那郡町村公平委員会組合規約の一部を改正する規約の専決処分の承認を求めている

正する規約の専決処分の承認を求めている

付議事件

- 議案第一号 大鹿村議会常任委員会委員の任期満了に伴う委員の改選について
- 議案第二号 大鹿村議会運営委員会委員の任期満了に伴う委員の改選について
- 議案第三号 大鹿村議会議長選挙について
- 議案第四号 大鹿村議会副議長選挙について
- 議案第五号 南信州広域連合議会議員の選挙について

大鹿村議会構成表

議 長	森上 武	副議長	中川 進
総務社教常任委員会			
委員長	今井 償	副委員長	松下 隆夫
委員	矢澤 正	委員	大島 伍一
委員	森上 武		
産業建設常任委員会			
委員長	神田仁佐夫	副委員長	小原 寿夫
委員	古島 寛次	委員	熊谷 英俊
委員	中川 進		

大鹿村議会定例会報告

平成17年6月

六月大鹿村議会定例会が六月十五日から二十一日まで、七日間の会期で開催されました。付議事件十二件が上程され、全議案原案どおり可決されました。また、一般質問は、五人の議員からありました。

付議事件

議案第一号 一般職の職員

給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
村の財政の逼迫により、職員

の通勤手当を十八年三月まで半額にする。

議案第二号 大鹿村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
国保税の税率を引き下げる条例の改正です。

議案第三号 大鹿村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
公務により障害を受けた場合の障害の等級及び内容の改正

議案第四号 大鹿村非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
消防団員の退職報償金の支給額を一部増額するものです。

議案第五号 平成十七年度大鹿村一般会計補正予算（第二号）について

議案第六号 平成十七年度大鹿村国民健康保険特別会計補正予算（第一号）について

議案第七号 平成十七年度大鹿村老人保健医療特別会計補正予算（第一号）について

議案第八号 大鹿村道路線の認定について 引の田6号線

議案第九号 大鹿村道路線の区域変更について 南山線・唐沢線

議案第十号 長野県市町村自治振興組合を組織する町村数の増減について

議案第十一号 収入役を設置しない条例の制定について
議案第十二号 大鹿村助役の選任につき同意を求めるについて

請願・陳情

○長野県独自の複式学級の解消、教職員配置増を求める意見書提出に関する請願書

(採択)

○「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める請願書(採択)
○複式学級の編制基準の改善と教職員定数増を求める意見書提出に関する請願書(採択)

○「米国产牛肉の拙速な輸入再開に反対し、BSEの万全な対策を求める」請願(採択)
以上の4件が採択され、それぞれ議員発議により意見書が議決されて国・国会・県知事へ提出された。

議員発議

○高等学校改革プランの検討に関する意見書の提出について

高等学校の再編については関係地域の意見を反映させる

よう要望するもので、可決され県教育委員会委員長あてに意見書が提出された。

一般質問

「熊谷 英俊議員」

*景観、環境保全における行政の責任について

(村長) 村が許可権を持っている訳ではないので、指導などはできないが、景観についての協力をお願いしている。廃タイヤなどの廃棄物については原因者がわかれば除去の指導を行っている。

「小原 寿夫議員」

*観光における村の発展に期待をかける件について

(村長) 村長ツアーは実施が遅れているが、南信州観光公社の協力を得て募集をし、実施したい。

*森林事業の取組と見通しについて

(村長) 森林造成事業については、針葉樹の事業ばかりでなく広葉樹に関する事業も要望していきたい。

「矢澤 正義議員」

* 金融機関のペイオフ解禁に伴う基金の持ち方は

(収入役) 地方公共団体もペイオフの対象である。八十二銀行、飯田信金は借入金との相殺で対処し、JAについては自己資本比率が高いので大丈夫と考えている。

* 行政一般職の転居に伴う問題

(村長) 居住地については自由が保障されているが、財政面、住民感情から見ても複雑な気持ちである。

「松下 隆夫議員」

*意見箱の設置に伴いその後の現況と対応について

(村長) 設置以来三件の投函がありました。鹿塩に理髪店が欲しい件、過疎地有償運送サービスの件、公共施設の案内表示の件で、いずれも口頭で回答をしています。

*自治会懇談会の日程について

(村長) 八月始め頃より計画したい。

*財政研究会の現況と役割の意図について

(村長) 第一回の会議は開いた、今後の会議の中で出された意見については十八年度予算

算の参考にしたいと考えている。

「古島 寛次議員」

*村の将来像について

(村長) 財政的にみると県下で悪い方ではない。自然・文化は村外から高い評価を受けている。村内で収入に結びつくよう考えていきたい。



新しい助役が 選任されました。

昨年四月より空席となっておりました大鹿村の助役に、新しく現収入役の岩本純一さんが選任され、六月定例村議会において同意が得られました。
任期は平成十七年七月五日から平成二十一年七月四日の四年間です。
なお、「収入役を設置しない条例」も同議会で可決されました。



大鹿村防災倉庫(備蓄用品)が設置されました

全国で発生した地震や風水害では、集落が完全に孤立し救援を待つという状況が多く見受けられました。

村では十六年度から災害用備蓄物品の各地区への配置を進めています。

東海地震が発生した場合、村内の交通網(道路)は各所で寸断し、物資の移動や救援も当分の間できないと想定されています。

保管場所は地区の特性に合わせ、施設へ保管するタイプと、倉庫を設置し、そこで保管するタイプに分け、倉庫は現在五箇所(上青木・沢戸・河合・入沢井・北入)設置しています。

そのような場合、各地区にできるだけ分散した備蓄が初期活動において重要となります。

倉庫の管理は自治会より指定していただいた正副管理者を中心に力ギや物品の管理、



災害時の活用をお願いしています。

物品の種類や使用方法など皆さんが集まる機会にご確認していただくようお願いいたします。これら、災害備蓄品は発災後、避難所などで使用する日用雑貨、食食用具、肌着類、毛布、簡易トイレなどがセットになっ



ています。各ご家庭で使える物品と合わせ避難所において利用して下さい。

避難所は皆さんで協力し主体的に開設・運営をしていただき、要救助者の保護をしながら救援を待つようにして下さい。

なお、長野県でもこのような地区に備蓄品を配置する事業をはじめっており、長期間保存できる食料等を村の配置に合わせお配りしていきます。

災害はいつくるかわかりません。日頃、ご家庭での備えも大切ですが、地域の皆さんと協力していざという時の備えも忘れないようにして下さい。

なお、災害備蓄等についてお問合せは総務課行政係までお願いします。

同報無線設備が更新されます

現在皆様へのお知らせ、緊急

放送等で日常生活に欠くことのできない施設である同報無線ですが、設備の老朽化に伴い、ご家庭に配置してあります戸別受信機やシステムの元である役場の統制局の故障が非常に多くなつてきています。

いざというときに確実な情報伝達手段として不安定な状況となつてきており、特に、大規模地震災害の発生が予測されている現在、早急な対応が必要となつてきています。

村では長期計画の中で更新事業を盛り込んでいましたが、昨年国に対し事業要望を出したところ認められ、消防庁の消防防災設備整備事業として十七年度実施出来ることとなりました。

更新設備はデジタル方式を採用しているため、次のような特徴があります。

①デジタル化により音声の明瞭化と、中継局等の整備により良い受信状況を生み出します。

②各地域にあります屋外子局と役場統制局との双方向の通話ができます。

③戸別受信機の一部は文字によるお知らせができます。(聴

覚障害者及び公共施設向け) ④南山中継局の非常用電源装置としてソーラーパネル発電を行い、非常時に長時間の運用を確保すると共に環境への配慮をおこないました。

⑤その他拡張機能も多く、将来はCATVとの有効利用も可能です。

現在、計画調査も終了し、来春の運用開始に向け事業を進めています。役場の設備や中継局の設置と併せ、各ご家庭の戸別受信機の取り替え、アンテナの設置などが施工されるため、施工業者がお伺いするようになります。皆様のご協力をお願いいたします。

なお、この事業についてのお問合せは総務課行政係までお寄せください。

事業概要

- ・役場統制局一局、南山中継局一局、簡易中継局一局。
- ・戸別受信機六百三十台と受信アンテナの設置と取り替え。
- ・屋外子局二十一局(既設柱を使用)の機器の取り替え。
- ・既設設備等の撤去と処分。

消防団だより

去る6月16日(木)に大鹿村消防団操法技術選抜大会が実施され、8人の精鋭が7月10日(日)の高森中学校グラウンドにおいて開催された「飯伊消防技術大会」に出場しました。大鹿村消防団では6年ぶりの(小型ポンプ操法の部)出場となりました。

飯伊技術大会の結果は24位でしたが選手は精一杯がんばりました。今後の消防団活動に生かしていくつもりです。



▲練習した成果を発表する団員達

飯伊消防技術大会
村選抜大会



▲村長の激励を受ける選手・団員



▲先輩団員の審査にも力が入る



▲1番出場のプレッシャーにも負けずに発表した選手



河川一斉清掃を実施 今年から村建設業協会が参加

平成七年に発足した「溪流サミット小渋川」は、大鹿村の美しい河川を将来に引き継ぐため、村民全体で河川清掃を実施し、今年で十年目になりました。

毎年緑の日の四月二十九日を中心に、各自自治会が分担する河川内の雑草や立木の刈り払い、ゴミ拾いを行っています。河川内にはヨシやアカシヤ、帰化植物のフジウツギ等が繁茂し、刈り払い機やノコギリ、鎌による作業は重労働ですが、作業の継続により美しい河川環境が保たれてきています。一方、

ゴミは相変わらずなくなりませんが、徐々に減少してきているようです。

本年から、村の建設業協会が河川一斉清掃に

参加いただきました。鹿塩川に大協建設とトライネット大鹿支店、青木川に吉野組と牧島建設が分担して作業を実施しました。人手不足により自治会では手が入らない箇所もあり、建設業協会の参加は大変ありがたいことです。来年以降も村全体で河川環境の保全に取り組んでいきます。



税 務 だ よ り

平成17年7月号

平成17年度国民健康保険税率について、右記のとおりとなります。この税率が7月の本算定で反映され、年間の国民健康保険税額が確定されます。

今回の税率改正では医療分の均等割額、平等割額に変更がありました。介護分の税率及び医療分の所得割率、資産割率には変更がありません。



本村では、所得等の状況により国保税の減額措置がとられています。(7・5・2割軽減)
詳しくは、役場税務係までお問い合わせください。

*医療分

	改正前	改正後
被保険者均等割額	13,700円	13,300円
世帯別平等割額	14,700円	14,300円
7割軽減均等割額(軽減額)	9,590円	9,310円
7割軽減平等割額(軽減額)	10,290円	10,010円
5割軽減均等割額(軽減額)	6,850円	6,650円
5割軽減平等割額(軽減額)	7,350円	7,150円
2割軽減均等割額(軽減額)	2,740円	2,660円
2割軽減平等割額(軽減額)	2,940円	2,860円

所得が少ない世帯の軽減

所得が少ない世帯に対する国民健康保険税の軽減を図るために、一定の所得以下の世帯については応益部分(均等割額、平等割額)を軽減する制度が設けられています。

所得が少ない世帯の軽減税額は右記のようになります。

また、医療分・介護分ともに、判定の基準となる総所得金額は世帯主と国保加入者全員の合計所得額となります。

※被保険者均等割額…

加入者一人につき軽減する金額

世帯平等割額…

一世帯当たりにつき軽減する金額

7割軽減…総所得金額が33万円以下の世帯	
医療分	被保険者均等割額 13,300円 → 3,990円 (9,310円軽減)
	世帯平等割額 14,300円 → 4,290円 (10,010円軽減)
介護分	被保険者均等割額 7,300円 → 2,190円 (5,110円軽減)
	世帯平等割額 4,200円 → 1,260円 (2,940円軽減)
5割軽減…総所得金額が33万円を超え、その金額が33万円+24万5千円×被保険者数(世帯主は除く)以下の世帯	
医療分	被保険者均等割額 13,300円 → 6,650円 (6,650円軽減)
	世帯平等割額 14,300円 → 7,150円 (7,150円軽減)
介護分	被保険者均等割額 7,300円 → 3,650円 (3,650円軽減)
	世帯平等割額 4,200円 → 2,100円 (2,100円軽減)
2割軽減…総所得金額が33万円を超え、上記以外でその金額が33万円+35万円×被保険者数(世帯主は除く)以下の世帯	
医療分	被保険者均等割額 13,300円 → 10,640円 (2,660円軽減)
	世帯平等割額 14,300円 → 11,440円 (2,860円軽減)
介護分	被保険者均等割額 7,300円 → 5,840円 (1,460円軽減)
	世帯平等割額 4,200円 → 3,360円 (840円軽減)

住民税の申告が済んでいない場合は該当になりませんので必ず申告して下さるようお願いいたします。

県村民税について

■所得割と均等割

県村民税の所得割は、個人の収入などの金額の大小に応じて税額が変動していく税金です。一方、均等割は大鹿村内にお住まいの個人に対して、広く浅く負担をもとめる定額の税金です。

※平成16年度からは税制改正に伴い、均等割の年税額は村民税が3,000円、県民税が1,000円の計4,000円となっています。

■配偶者(妻)への均等割に関する税制改正について

均等割に関する税制が改正となり、これまでは条件(※1)を満たせば配偶者には均等割が課税されないとされてきましたが、平成17年度より均等割が課税されることとなりました。ただし、無収入の妻などもともと均等割が非課税である人は除かれます。詳しい内容については以下の表を参照してください。

配偶者への均等割額＝2,000円(※2)

※1 条件とは、「夫と同じ村内に住んでいる・夫と生計を一にしている・夫に均等割が課税されている」の3点をすべて満たしていることです。

※2 2,000円の内訳は村民税1,500円、県民税500円で、平成18年度からは4,000円(村民税3,000円、県民税1,000円)になります。

妻に対する均等割の課税分類表(平成17年度)		
区	分	均 等 割
合計所得金額が35万円(給与収入なら100万円)以下の人		
合計所得金額が35万円(給与収入なら100万円)を超える人	①配偶者控除や扶養控除を受ける家族がいる場合、合計所得が次の計算式によって算出した金額以下の人 28万円×(本人+控除の人数)+17.6万円	均等割は課税されません。 (前年度と同じ)
	②上記の①に該当せず、次の要件をすべて満たす人 ・夫と同じ村内に住んでいる ・夫と生計を一にしている ・夫に均等割が課税されている (平成17年度から新たに課税対象となる人です。)	均等割額 2,000円
	③上記①②に該当しない人	均等割額 4,000円 (前年度と同じ)

■住民税の申告がお済みでない方は、早急に申告を

住民税の申告は、納税だけでなく、所得証明や年金、諸手当の受給、国民健康保険税、保育料の基礎資料となる大切な手続きです。お済みでない方は、早急に申告をお願いします。

国民年金からのお知らせ 国民年金保険料が納められない…そんなときは！

免除制度があります

今年度の免除期間は

平成17年7月から平成18年6月分までです。

(申請の受付は7月1日から8月31日までです。)

国民年金は20歳から60歳になるまでの40年間みんなが加入し基礎年金を受ける制度です。所得が少なく経済的な事情等から国民年金保険料を納めることが困難な場合に、本人の申請によって保険料を免除する『申請免除制度』があります。

全額免除 保険料の全額 (月：13,580円)
半額免除 保険料の半額 (月：6,790円)

●申請免除の対象者は？

1. 前年の所得(収入)が少なく、保険料を納める事が困難な場合。
2. 地方税法で定める障害者又は寡婦であって、前年所得が125万円以下の場合。
3. 生活保護法による生活扶助以外の扶助を受けている場合。
4. 1～3以外の特例的な事由による場合
 - ①震災、風水害、火災その他これらの災害により、被害金額が財産のおおむね2分の1以上である損害を受けたとき。
 - ②失業により保険料を納付することが困難と認められるとき(雇用保険に加入していた人は「雇用保険受給資格者証」または「離職票」の写し)
 - ③事業の休止又は廃止により、厚生労働省が実施する離職者支援貸付制度による貸付金の交付を受けたとき。「貸付決定通知書」の写し)

●全額・半額免除の対象となる所得(収入)のめやす

免除の対象となる所得(収入)のめやすは世帯の構成によって異なります。

*免除対象となる所得のめやす ()内は収入

世帯員数	全額免除 (月13,580円)	半額免除 (月6,790円)
4人世帯(夫婦、子2人) (子の1人は16歳以上23歳未満)	162万円程度 (260万円)	282万円程度 (424万円)
3人世帯(夫婦、子1人) (子は16歳未満)	127万円程度 (210万円)	219万円程度 (333万円)
2人世帯(夫婦のみ)	92万円程度 (159万円)	195万円程度 (271万円)
単身世帯	57万円程度 (100万円)	141万円程度 (150万円)

免除を受けるためには、被保険者本人の所得(収入)だけでなく、配偶者、世帯主のそれぞれの所得(収入)も、免除対象となる所得(収入)以下でなければなりません。

※半額免除のめやすについては控除額により変わりますのでお問合せください

●免除が承認されると…

1.障害・遺族年金の保障があります

免除期間中の障害や死亡といった不慮の事態には障害基礎年金又は遺族基礎年金が受けられます。

2.65歳から受け取る老齢基礎年金額は？

年金額の1/3は国が負担しますので、全額免除期間は1/3ヶ月分、半額免除期間は2/3ヶ月として計算されます。

3.免除期間は追納できます。

20歳から60歳まで保険料を全額納めた場合は65歳から満額の老齢基礎年金794,500円が受けられますが、免除期間があると減額された年金を受け取ることになります。そこで、生活にゆとりができたときには、免除期間の追納をお勧めします。10年以内に追納すれば、老齢基礎年金額が納めた場合の1ヶ月として計算されます。

こんなに 違います	全額免除	半額免除	未納
老齢基礎年金 請求時	受給資格期 間(25年)に 入る	受給資格期 間(25年)に 入る	受給資格期 間に入らない
老齢基礎年金 額の計算時	3分の1算入	3分の2算入	算入されない
障害/遺族の 年金請求	納付済期間 と同じ扱い	納付済期間 と同じ扱い	受給資格期 間に入らない
後から保険料 納めるとき	10年以内なら 納められる	10年以内なら 納められる	2年を過ぎると 納められない
審査対象と なる所得	本人、配偶 者、世帯主	本人、配偶 者、世帯主	-

千葉の小学生百人の ホームステイ先を募集

千葉市農村留学推進事業

千葉市教育委員会では、千葉市在住の小学六年生が夏休みの数日間、親元を離れて県外の農山村へ滞在する「農山村留学推進事業」を進めており、平成十七年度の受入れ自治体の一つに大鹿村が決まりました。村では、千葉市の小学生をホームステイ形式で受け入れて頂けるご家庭と、滞在期間中の体験活動をお手伝いして頂ける方を募集しています。実施時期は八月二〇日(土)～二十四日(水)までの四泊五日(内ホームステイは二泊)の予定で、一家庭の受入れ人数は四～五人となる見込み。宿泊した子供達は小鹿での生活体験や村民との交流を通して郷土愛を育むとともに、自主性や社会性を育成することを目的としています。宿泊や体験に伴う費用は一定額が千葉市から支出されますが、千葉市は「営業としてではなくボランティア的趣旨にのっとりホームステイを受け入れてほしい」としています。受入れを希望される方又は興味のある方、千葉の子供たちが行う具体的な体験メニューのアイデアをお持ちの方は、役場産業建設課までご連絡下さい。

建設係だより

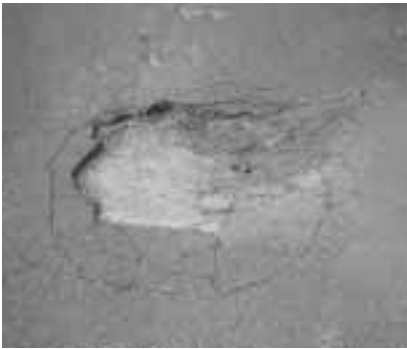
平成17年
7月号

役場建設係よりお知らせをいたします。

日ごろ、村の建設行政に深いご理解とご協力をいただいていることに対しまして深く感謝申し上げます。さて、本村では住民投票の結果を受け自立の道を歩んでおりますが、村の厳しい財政状況から考えてみますと、建設に係る経費はだんだん削減せざるを得ません。

そこで、次のような点について村民の方にも自助努力をしていただきたくお願いいたします。

(1) 道路維持費の軽減のため、小規模の舗装の傷みには、舗装補修材を利用し、補修をしていただくようお願いいたします。役場の倉庫に常時保管してありますので申し出ていただければお渡しいたします。使い方は、①痛んだアスファルトや砂等を取り除き、ほうきできれいにしてください。②それから、補修材を適当な量をあけて「かけや」などで少しずつ転圧してください。③しっかりと固めるためには根気よくやることが重要です。以下写真で説明します。



(舗装補修前)



(補修材投入)



(舗装補修完成)

(2) 冬期の道路凍結防止のため、塩化カルシウム(塩カル)を各路線に配布してありましたが、初夏になり道路上に放置することで固形化して今年の冬に使用できないことがあります。先の自治会長会でご依頼申し上げましたように、お手数ですが自治会長さんを通じ各地区の保管場所にお戻しいただきますようお願いいたします。気がつかれた方は、自治会長さんへご連絡ください。



返品先は、大河原地区が大華原工業跡地、鹿塩地区が塩の里向かいの保管場所です。また、役場駐車場内の保管場所でも結構です。

(3) 道路、河川等公共施設の破損が生じて村での修繕の要望がございましたら、できる限り自治会長さんを通じて自治会要望としてお出しいただきますようお願いいたします。



天竜川上流域 河川・ダム情報



河川利用者の皆様へ ～川で楽しく安全に遊ぶために～



水と緑がいっぱいの川で遊ぶことはとっても楽しいものです。しかし、川で楽しく遊ぶためには川の危険性をしっかり認識しておくことが重要です。特に天竜川上流域は急峻な谷ゆえ、ひとたび雨が降ると川は一気に増水します。楽しく安全に遊ぶためにも、水位やダムの情報など積極的に入手する心がけましょう。

天竜川上流域情報


天竜川上流域の雨量及び水位の状況をリアルタイムで発信中。

 <http://i.river.go.jp/>

インターネット>> <http://www.river.go.jp/>

小波ダム・美和ダム情報

リアルタイムでダムの情報を発信中。

 <http://www.tendam.jp/imode/index.html>

インターネット>> <http://www.cbr.mlit.go.jp/tendamu.html>

釜口水門情報

定期的(1時間毎)に水門情報を発信中。

 <http://www.lcv.ne.jp/~suwa/i/>

インターネット>> <http://www.pref.nagano.jp/xdoboku/suwaken/>

お知らせ

『行方不明の人を捜す 相談所』開設のお知らせ

警察では、年間を通じて身内の方などの行方が分からなく、お困りの方からの相談に応じていますが、八月には「行方不明の人を捜す相談所」を開設して相談をお受けします。

相談所の開設日時・場所は次のとおりです。

相談に訪れる際は、担当の係員が事件等で不在となる場合もありますので、あらかじめ

身元不明死者の所持品等についても掲載しておりますのでご覧下さい。

ホームページ・アドレス
[Http://www.pref.nagan.jp/police/](http://www.pref.nagan.jp/police/)

※ 相談所開設については、長野県警察ホームページに掲載しております。

日 時	場 所
常 設	警察本部鑑識課 (長野市松代町警察機動センター内) 電話 (026)278-9500 内線 512
	県下警察署刑事課、生活安全課又は生活安全刑事課
出張相談所	8月1日(月) 午前9時30分～午後4時 飯田警察署 電話 (0265)22-0110
	8月2日(火) 午前9時30分～午後4時 松本警察署 電話 (0263)25-0110
	8月3日(水) 午前9時30分～午後4時 上田警察署 電話 (0268)22-0110

め電話でのご連絡をお願いいたします。

問い合わせは、飯田警察署の生活安全課又は 刑事課鑑識係までお願いします。

☎〇二六五―三二〇―一〇
 内線 生活安全課 二六一
 鑑識係 三五一・三三二

介護保険料本算定の お知らせ

六十五歳以上の方の介護保険料は、平成十七年六月に確定する村民税の課税状況、前年の所得額に応じて決まります。本算定で確定した保険料額から仮徴収分を差し引き、各納期に分けて徴収します。

特別徴収（年金から天引き）

4月	6月	8月	10月	12月	2月
----	----	----	-----	-----	----

仮徴収

普通徴収（納付書による納付または口座振替）

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
----	----	----	----	----	----	-----	-----	-----	----	----	----

仮徴収

※ 3月下旬～6月の間に65歳になった方と65歳以上で転入された方は仮徴収がなく7月からの徴収になります。

戦没者等の遺族の皆様へ

特別弔慰金が支給されます

戦没者等の死亡当時のご遺族で、平成十七年四月一日において、公務扶助料や遺族年金等を受ける方がいない場合に、第八回特別弔慰金として額面四十万円、十年償還の記名国債が支給されます。

対象となるご遺族は次の順番による先順位のご遺族お一人です。

- 一、弔慰金の受給権者
- 二、戦没者の子
- 三、戦没者等と生計関係を有しており、かつ、戦没者等と氏が同じである①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹
- 四、右記三以外の①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹
- 五、右記一から四以外のご遺族で、戦没者等の死亡時まで引き続き一年以上生計関係を有していた三親等内の親族

請求窓口・お問い合わせ

大鹿村役場
 保健福祉課 福祉係
 担当：中村
 ☎〇二六五―三九二―〇〇一

介護保険料Q & A

Q もうすぐ65歳になります。医療分の保険料に介護保険分もあわせて納めているのに、65歳になったらさらに介護保険料が上乗せになるとは…、二重取りではないですか？

A 国民健康保険など医療分の保険料に合算されている介護保険料は、65歳の誕生日の前月（1日が誕生日の場合は前々月）までの分を、納期ごとに分割して納めていただいています。65歳からの介護保険料は、誕生日の月（1日が誕生日の場合は前月）の分からとなりますので、医療分で納める分とは重複しません。ご安心ください。



ろくべん館だより

『伝承されてきた文化・技術を残したい』

「おじいさまの話の中に、「おらが麻を作りの上で行った時に…」とか「おやしは板へぎをやっていた…」とか、柚仕事や炭焼きの話、馬や牛の話など、今では村の風景から消えてしまった事柄が出てきます。かつての村はどんな暮らしをしていたのでしょうか。」

「昔ながら」のものが、日本国中からみたら、大鹿にはまだまだ残っています。実際には残っていないけれども、年配の方たちの記憶の中に残っているものもあります。今だったら記録できることを、できる限り残しておきたいとろくべん館では考えています。

聞き取った話を文章として残す昔話ライブラリーや、手仕事の技術や祭り、祭事にかかわる芸能などをビデオにおさめて、視聴覚ライブラリーとして残したらどうだろうと考えています。それらが、未来の人たちが過去を振り返ったときに、きつと役立つ時がくるはずですよ。

ろくべん館を拠点に、機織りの技術の伝承を目的に活動している「織り姫工房」では、五月に「からむし」の栽培を始めました。「からむし」は苧麻（ちよま）とも呼ばれる麻の一種です。新潟や沖縄などでは、上布と呼ばれる高価な夏の着物の布が、このからむしから織られています。

大鹿村でも、このからむしの丈夫

な繊維を使って、藤布と同じように米を入れる袋を織って作ったという話を聞きました。またこの繊維を綿つて作った縄はとても丈夫で、機の部品としても使われています。

このからむしを、村の中でずっと栽培し続けてきた家がありました。何年前から、秋に収穫したものを分けて下さって、竹のへらを使った繊維の取り方を教えていた、だいたい今年自分たちでも栽培してみようと、新しい試みをしてみました。

からむしに限らず、藤、葛、アカソなども自然繊維として利用されてきました。かつてそれらを採取して繊維を取ったり、布を織ったという話をご存知の方がいましたら、ぜひ教えてください。以前、釜沢の古老に藤を取ってきて繊維を得た話を聞いたのですが、その時は記録することなど念頭になく、その方もすでに亡くなってしまう、悔やむことばかりです。

先に公民館報で呼びかけてみました「わら細工」は、これから農繁期に向かう時期だったせいかな（？）問い合わせの数はわずかでした。やはり昔から農閑期にやることなのだなと実感。また秋に呼びかけてみたいと思います。この技術も、伝承して行けたらいいなと考えています。ぜひ若い世代の参加をお願いします

市町村対抗駅伝で走ってみませんか？

—12月11日(日) 第1回 飯伊市町村対抗駅伝が開催されます—

第1回飯田・下伊那市町村対抗駅伝が、12月11日(日) 飯田市JR川路駅周辺を会場に開催されます。

これは、飯伊陸上競技協会及び信州日報社主催により「飯田・下伊那地区における陸上競技の普及と振興を図り、住民の心身の健全な発達、青少年の健全育成、地域の活性化に寄与すること」を目的に、飯田市教育委員会、飯伊市町村教育委員会連絡協議会が共催し開催するものです。

大鹿村でもこの趣旨に賛同し、中学校のご協力をいただき参加を予定しています。つきましては一般村民の皆さん及び出身者の皆さんから次のとおりの選手を若干名募集します。

足に覚えのある方、ない方、我こそはとおもわれる方は、是非奮ってご参加ください。詳しいお問い合わせは大鹿村教育委員会（交流センター内・☎39-2100）まで。

尚、当日は小学生のマラソン大会も同会場にて開催されます。

選手募集内容

- 一般男子 3名以上 (コース走行距離 3.8~6.1k m)
- 一般女子 1名以上 (コース走行距離 2.6~3.8k m)
- シニア：50歳以上男女 1名以上
(コース走行距離 2.6~3.8k m)

募集の締め切り 7月29日(金)



あんなこと
こんなこと

カメラリポート



青いけし

中村農園(大池)の青いけしの花が綺麗に咲きました。例年よりも遅い開花となりました。観光客も増えにぎわっておりました。

開山式

本年も夏山シーズンを告げる南アルプス大鹿登山開山式が行われました。快晴の中、一年間の登山客の安全を祈願しました。本年も多くの登山者が大鹿村を訪れます。

大鹿小学校音楽会

小学校の音楽会が行われました。一年生は少人数4名ですが、がんばりました。体育館中に素晴らしいハーモニーが響き渡りました。



育林祭

例年どおり育林祭が行われました。本年も大池でヒノキの枝打ちを行いました。大池の森林に手が入り、整備されつつあります。

村の行事予定

7月

21日 廃プラスチック回収
30日~31日 サイクリング大会
下旬 埋立ゴミ

8月

9日 その他紙回収
4日 ダンボール回収
11日 廃プラスチック回収
14日 大鹿夏祭り・盆野球
15日 成人式
16日 空缶・鉄類回収
20日~24日 千葉市小学6年生山村留学
25日 廃プラスチック回収

9月

6日 びん・ペットボトル回収
8日 廃プラスチック回収
13日 空缶・鉄類回収
17日 大鹿小学校運動会
中旬 分館対抗ソフトボール・マレットゴルフ
22日 廃プラスチック回収
下旬 埋立ゴミ
30日 大鹿中学校「大鹿祭」
その他プラスチック回収

10月

1日 大鹿中学校「大鹿祭」
4日 その他紙回収
6日 廃プラスチック回収
9日 村民運動会
16日 大鹿歌舞伎秋の定期公演
18日 空缶・鉄類回収
20日 廃プラスチック回収